

国民年金 事案 1

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月まで

私は、夫が退職した昭和 40 年 9 月を契機に区役所で国民年金加入の手続を行った。国民年金手帳交付後、夫とともに昭和 41 年 8 月 18 日に申立期間の保険料の納付を行ったが、社会保険庁の記録では未納となっていることが判明した。

申立期間と同期間の領収書を所持していた夫の記録については、未納から納付済みに訂正されたが、領収書を所持していないという理由で自分の記録の訂正が認められることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、7か月の申立期間以外はすべて保険料を納付しており、納付日の確認できる昭和 41 年 4 月分から平成 10 年 9 月分までの保険料の納付は、いずれも国民年金加入の夫と同じ日、同じ場所で納付している。

また、申立期間の夫の記録については、当初、未納とされていたが、領収書が存在していたため、未納から納付済みに記録が訂正されており、申立人は、申立期間の領収書を受領したもの、古い年金手帳とともに区役所に返納した旨述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 4 月分から 45 年 3 月分までの国民年金保険料領収書を持っているにもかかわらず、国民年金の加入が 45 年 4 月からとなつており、申立期間における支払記録が反映されていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した期間のうち、申立期間を除けば、平成 5 年 4 月の 1 か月分を除き未納期間が無い上、申立人から提出された国民年金保険料領収書 3 枚は、いずれも当時町役場で使用されていたものと確認され、また、領収金額についても、当時の保険料の金額と一致する。そのうち、1 枚には領収印が無いものの、当該領収書には申立人と妻の保険料を併せて納付した旨が記載されており、妻の納付分については、国民年金手帳の検認記録から確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51月3月までのうち6か月分
社会保険庁の記録では、昭和50年度の国民年金保険料が、6か月未納となっていることが分かったが、妻の記録には未納期間は無かった。
妻と同じように納付していたので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付を始めた昭和42年7月から60歳になる平成13年6月までの間、6か月の申立期間のみが未納であるが、妻は、申立期間も含めて加入期間について完納である。また、年度内に未納と納付が混在する場合には、本来、存在すべき特殊台帳が無い上、市町村の被保険者名簿には6か月分のみの納付を意味する記載と併せて、1年間すべて納付したこと を意味する「A→」の記載がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

社会保険事務所に照会したところ、当初昭和 48 年度すべてが未納とのことであったが、その後、昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までは保険料の領収書があり納付済みに記録が訂正された。

夫婦一緒に自宅で集金人に払っていて、妻には未納期間が無いことからも、自分だけが未納ということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を除き保険料はすべて納付済みとなっており、妻は申立期間も納付済みである。また、当初未納とされている期間のうち昭和 48 年 7 月分から 49 年 3 月分までが所持していた領収書により納付済みに記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、夫とともにクリーニング業を営み、昭和 45 年 7 月に国民年金に加入し、夫と一緒にずっと保険料を納入してきたが、社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納であることが判明した。

夫婦一緒に払っており、夫には未納期間が無いことからも、私だけが未納ということは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、クリーニング業を営み、夫は平成 18 年の 60 歳になるまで約 40 年間国民年金保険料を完納し、申立人も現在まで約 37 年間、申立期間の 3 か月を除き、国民年金保険料は納付済みとなっている。また、夫婦の保険料納付年月日は、納付年月日が確認できる昭和 59 年度以降おおむね同一であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和49年4月20日に退職し、52年5月2日に再就職するまでの間は国民年金に加入し、保険料を納付してきた。

しかし、社会保険庁の国民年金保険料に関する記録では、厚生年金加入中の昭和48年4月から49年3月までが納付済みとされ、国民年金に加入していた49年4月から50年3月までが未納とされているが、昭和48年度に納付したこととされている保険料は、未納とされている49年度分の納付とするべきものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁における資格取得日の昭和48年3月21日当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者であった上、社会保険事務所の被保険者台帳においては、48年4月分から49年3月分までの保険料が51年3月に納付されたこととされているが、51年3月時点では、48年4月分から12月分までについては、本来時効により納付できないことからすれば、49年4月21日が正しい資格取得日であると考えられる。

さらに、本件については、管轄する地方社会保険事務局長から、当該台帳記載の際に、昭和49年度の欄に記載すべきものを48年度の欄に記載したものと推定される旨の意見が出されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から同年 10 月まで

私たち夫婦は、事業を始めたことに伴い、夫婦共々昭和 54 年 1 月から国民年金保険料の納付を始めた。納付の管理はすべて主人に任せていたが、私の分だけ 3 か月（昭和 54 年 8 月から同年 10 月まで）の納付を忘れるということは考えられない。昭和 54 年分の確定申告書には納付したことを見たことを示す事実が記載されている。

第3 委員会の判断の理由

配偶者が税務署に提出した昭和 54 年、55 年分の確定申告書控中に国民年金保険料の支払額が記載され、その額は夫婦 2 人で支払われるべき国民年金保険料の額と同一である。

また、申立人は、申立期間の 3 か月を除くすべての期間の保険料を納付している上、配偶者の申立期間については、社会保険事務所の被保険者台帳（特殊台帳）では未納となっているが、社会保険庁のオンライン記録では納付済みと記録されており、申立人についても、何らかの手続ミスがあったことが考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 46 年 3 月まで

昭和 42 年 4 月に国民年金に加入し、ずっと保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、当初 45 年 4 月から 46 年 3 月までが未納となっていた。このうち、45 年 4 月から同年 11 月までは、後日納付事実が確認され納付済みに記録が訂正されたが、申立期間（昭和 45 年 12 月から 46 年 3 月まで）については納付事実が確認できないと回答があった。

私は、税金や保険料のようなものはきちんと払ってきており、国民年金が未納ということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から 60 歳までの 40 年間、4か月分の申立期間を除いてすべて納付済みである。申立期間を含む昭和 45 年度は当初未納となっていたが、A 市が保管していた「国民年金保険料納入簿」により納付事実が判明し、申立期間を除く期間については記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

昭和 45 年度分が未納となっているが、国民年金手帳に領収スタンプが押してある「昭和 44 年度国民年金印紙検認記録」が A 町名のものと B 町名のものの 2 つがあり、どちらかは昭和 45 年度分と思われる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳には検認済みの「昭和 44 年度国民年金印紙検認記録」が A 町名のものと B 町名のものの 2 つがあることが確認されたほか、B 町長から昭和 44 年度分は 45 年度分の誤りであることを認める書面が提出されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 49 年 1 月に、市役所から国民年金保険料の未納の連絡と今なら特例納付が可能なので納めてほしい旨の電話を受け、同年 1 月 11 日に未納分のすべてを支払っており、途中の 3 か月分だけ未納となっていることは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 49 年 1 月 11 日に、42 年 12 月から 46 年 6 月までの分を特例納付として及び 46 年 10 月から 48 年 3 月までの分を過年度納付として、それぞれ国民年金保険料が納付（納付日は同じ昭和 49 年 1 月 11 日）されていたことは確認されており、その間の 3 か月分のみ未納であるとは考え難い。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月までのうちの 1 か月の国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月までのうちの 1 か月
昭和 36 年 9 月 11 日に国民年金に加入し、40 年間一度も未納したことなく、未納があることについて納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳の記号番号は、昭和 38 年 8 月に払い出されており、昭和 36 年度分の保険料については、その時期に一括して過年度納付されたものと考えられるが、その際、36 年度分の未納 7 か月のうち、あえて 6 か月分のみ納付したとするのは不自然である。

また、申立人には、申立期間を除く国民年金加入期間においては、国民年金保険料の未納は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年 4 月に、妻と子供と区役所に行き、20 歳にさかのぼって国民年金に加入した。その際、20 歳からの未納分を一括して支払うことができると聞き、郵便局の 5 万円の定期貯金 2 口を解約し、同月中に、再度区役所に行き、妻の未納分と合わせて、10 万円前後を支払ったので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び妻は、昭和 50 年 4 月以降、現在まで保険料を完納している上、申立人が、納付したと主張する 50 年 4 月は、特例納付の実施期間中で、未納分一括の納付が可能であり、申立金額は、未納分を一括納付した場合の金額と大きく相違するものではない。

また、社会保険庁の記録上は、昭和 53 年 4 月に、手帳記号番号の払いを行ったものとされているが、他方、それを前提とすると本来時効により支払えないはずの 50 年 4 月分から 12 月分までが納付済みとされていたり、払出日以降しか納付できないはずの付加保険料が、52 年 4 月分から納付済みとされているなど、社会保険庁の記録自体に矛盾があり、50 年 4 月に加入手続をした旨の申立人の主張に沿うものとなっている。さらに、当時、区役所では、特例納付を勧奨し、納付のための国庫金納付書に必要事項を記載して、納付者に交付する扱いが行われていたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年 4 月に、夫と子供と区役所に行き、20 歳にさかのぼって国民年金に加入した。その際、20 歳からの未納分を一括して支払うことができると聞き、郵便局の 5 万円の定期貯金 2 口を解約し、同月中に、再度区役所に行き、夫の未納分と合わせて、10 万円前後を支払ったので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び夫は、昭和 50 年 4 月以降、現在まで保険料を完納している上、申立人が、納付したと主張する 50 年 4 月は、特例納付の実施期間中で、未納分一括の納付が可能であり、申立金額は、未納分を一括納付した場合の金額と大きく相違するものではない。

また、社会保険庁の記録上は、昭和 53 年 4 月に、手帳記号番号の払いを行ったものとされているが、他方、それを前提とすると本来時効により支払えないはずの 50 年 4 月分から 12 月分までが納付済みとされていたり、払出日以降しか納付できないはずの付加保険料が、52 年 4 月分から納付済みとされているなど、社会保険庁の記録自体に矛盾があり、50 年 4 月に加入手続をした旨の申立人の主張に沿うものとなっている。さらに、当時、区役所では、特例納付を勧奨し、納付のための国庫金納付書に必要事項を記載して、納付者に交付する扱いが行われていたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金には任意に加入しており、保険料を未納した記憶はない。申立期間に係る領収書は無いが、当時の家計簿には昭和 45 年 4 月 1 日支払いとして国民年金の支出が記載されている。国民年金保険料を初めて支払ったものであり家計簿に誤りはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の家計簿には、昭和 45 年 4 月 1 日に保険料を支払った旨の記載があるほか、同年 5 月 1 日にも国民年金保険料の支出の記載があり、その内容は、同年 5 月 1 日付の領収印がある同年 4 月分から 6 月分までの国民年金保険料の領収証書の内容と一致していることからすれば、申立期間の国民年金保険料におおむね一致する金額を記載する同年 4 月 1 日の家計簿の記載も信用できると考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を納付している上、申立期間は、任意加入期間であり、保険料を支払う意欲があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 38 年 3 月 23 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行つたことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第 2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 23 年生

住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和 38 年 3 月 23 日から 39 年 3 月 1 日まで

昭和 38 年 3 月 22 日に公共職業安定所のあっせんにより就職先に赴任した。その時に公共職業安定所が発行した「赴任の心得」を保存しており、また、当時の給与明細書でも保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所において厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、39 年 3 月 1 日に資格取得したこととなっており、資格取得日に約 1 年のずれが生じていることにつき納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

昭和 38 年 3 月 22 日に赴任との記載がある公共職業安定所発行の「赴任の心得」及び給与明細書から、申立人が申立期間に申立てに係る事業所に勤務し、また、その間の保険料が給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の資格取得年月日については、社会保険事務所の記号番号払出簿において「昭和 38 年 3 月 23 日」となっていることが認められる。

なお、社会保険事務所の被保険者原票において、申立人のこの資格取得年月日が「昭和 39 年 3 月 1 日」と訂正された記載があるものの、かかる訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、訂正前の「昭和 38 年 3 月 23 日」に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。